

8-1 短期入所生活介護（ユニット型以外）

短期入所生活介護事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

申請要件	法人				
人員基準 (※1)	区分	職種	員数		資格等
	従業者		・医師	・1以上	
		・生活相談員	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算方法で、利用者数が100人又はその端数を増すごとに1以上 ・常勤1人以上(定員20人未満の併設事業所を除く) 		<ul style="list-style-type: none"> ・「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」第5条第2項に定める生活相談員に準ずる。 (社会福祉士、社会福祉主事任用資格(※3)、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、その他、保健・医療・福祉について、1年以上の実務経験を有する者)
		・介護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤(定員20人未満の併設事業所を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算方法で、利用者数が3人又はその端数を増すごとに1以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。 ・看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション(併設事業所の場合、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。)との密接な連携により看護職員を確保
		・看護職員(看護師又は准看護師)			
		・栄養士又は管理栄養士	・1以上		<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員40人以下の事業所であって、他の施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待でき、利用者の処遇に支障がない場合は、配置しなくても可
		・機能訓練指導員	・1以上		<ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師の資格を有する者
	・調理員その他の従業者	・実情に応じた適当数			
介護予防短期入所生活介護の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、介護予防短期入所生活介護の人員に関する基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなすことができる。					
	管理者		・常勤・専従1人		<ul style="list-style-type: none"> ・管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務、又は他

			<p>の事業所・施設等の管理者のいずれかを兼務することができる。</p> <p>・当該事業所の事象を適時かつ適切に把握でき、一元的な管理・指揮命令に支障がない場合は、同一事業者の他の事業所の管理者又は従業者を兼務することができる。</p>
設備基準 (※2)	・基本的事項	<p>・利用定員20人以上(併設事業所の場合を除く)</p> <p>・耐火建築物 (利用者の日常生活の場を1階以外に設けていない場合は準耐火建築物でも可)</p>	
	・居室	<p>・居室定員：4人以下</p> <p>・居室床面積：1人当たり10.65㎡以上</p> <p>・日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。</p>	
	・食堂及び機能訓練室	<p>・合計面積が、利用定員×3㎡以上</p> <p>・食事の提供、機能訓練に支障がない場合は、食堂及び機能訓練室は同一の場所とすることができる</p>	
	・浴室	<p>・要介護者が入浴するのに適したもの</p>	
	・便所	<p>・要介護者が使用するのに適したもの</p>	
	・洗面設備	<p>・要介護者が使用するのに適したもの</p>	
	・その他	<p>・医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室(又は洗濯場)、汚物処理室、介護材料室を設けること</p> <p>・廊下幅1.8m以上、中廊下幅2.7m以上(内法から手すりから測定)</p> <p>・常夜灯(廊下、便所等)</p> <p>・階段を設ける場合は、緩やかな傾斜とする。</p> <p>・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の設置。</p> <p>・居室等が2階以上にある場合は、傾斜路(1以上)若しくは、エレベーターを設置すること。</p>	
	<p>・必要な設備及び備品等</p> <p>介護予防短期入所生活介護の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、介護予防短期入所生活介護の設備に関する基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなすことができる。</p>		
運営基準	<p>・内容及び手続の説明及び同意</p> <p>・指定短期入所生活介護の開始及び終了</p> <p>・提供拒否の禁止</p> <p>・サービス提供困難時の対応</p> <p>・受給資格等の確認</p> <p>・要介護認定等の申請に係る援助</p> <p>・心身の状況等の把握</p> <p>・法定代理受領サービスの提供を受けるための援助</p> <p>・居宅サービス計画に沿ったサービスの提供</p> <p>・サービスの提供の記録</p> <p>・利用料等の受領</p> <p>・保険給付の請求のための証明書の交付</p> <p>・指定短期入所生活介護の取扱方針(※)</p> <p>・短期入所生活介護計画の作成</p> <p>・介護</p> <p>・食事</p> <p>・機能訓練</p> <p>・健康管理</p> <p>・相談及び援助</p> <p>・その他のサービスの提供</p> <p>・利用者に関する市町村への通知</p> <p>・緊急時等の対応</p> <p>・管理者の責務</p>	<p>第125条</p> <p>第126条</p> <p>第9条(準用)</p> <p>第10条(準用)</p> <p>第11条(準用)</p> <p>第12条(準用)</p> <p>第13条(準用)</p> <p>第15条(準用)</p> <p>第16条(準用)</p> <p>第19条(準用)</p> <p>第127条</p> <p>第21条(準用)</p> <p>第128条</p> <p>第129条</p> <p>第130条</p> <p>第131条</p> <p>第132条</p> <p>第133条</p> <p>第134条</p> <p>第135条</p> <p>第26条(準用)</p> <p>第136条</p> <p>第52条(準用)</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・勤務体制の確保等 ・業務継続計画の策定等 ・定員の遵守 ・非常災害対策 ・衛生管理等 ・掲示（※） ・秘密保持等 ・広告 ・居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ・苦情処理 ・地域等との連携 ・地域との連携等 ・事故発生時の対応 ・虐待の防止 ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置（※） ・会計の区分 ・記録の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 第137条 第101条（準用） 第30条の2（準用） 第138条 第103条（準用） 第104条（準用） 第32条（準用） 第33条（準用） 第34条（準用） 第35条（準用） 第36条（準用） 第139条 第36条の2（準用） 第37条（準用） 第37条の2（準用） 第139条の2 第38条（準用） 第139条の3
---	--

※ 重要事項のウェブサイトへの掲示及び身体拘束等の適正化については令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置については令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間は努力義務

※1 空床利用型事業所、併設事業所の取扱い

空床利用型事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の員数は、利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合の特別養護老人ホームにおける従業者の基準を満たす数以上とする。
併設事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・医師、栄養士又は管理栄養士及び機能訓練指導員は、併設する本体施設に配置されている場合であって、当該本体施設の事業に支障を来さない場合は、兼務可。 ・生活相談員、介護職員、看護職員の員数は、併設する本体施設と指定短期入所生活介護事業所として確保すべき員数を、当該本体施設の入所者と指定短期入所生活介護事業所の利用者の合算数により必要とされる員数とする。

※2-① 食堂、機能訓練室、浴室、医務室、面談室、調理室、洗濯室（又は洗濯場）、汚物処理室、介護材料室は、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより効率的運営が可能であり、処遇上支障がない場合は、設けなくても可。

※2-② 空床利用型事業所、併設事業所の取扱い

空床利用型事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法に規定する特別養護老人ホームの設備基準を満たすことで足りる。
併設事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・併設本体施設の設備を利用することにより効率的運営が可能であり、処遇上支障がない場合は、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業に用いることが可能。

※3 社会福祉主事任用資格について

社会福祉主事任用資格については、次の厚生労働省ホームページを参照してください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi8.html>

出身大学の単位履修証明書・成績証明書及び卒業証明書、又は養成機関の修了証等によって、有資格者の確認をします。

なお、養成機関については、次のWAM-NET（ワム・ネット／独立行政法人福祉医療機構）ホームページを参照してください。

<http://www.wam.go.jp/school/OpenServlet?ACTIONTYPE=OS31LST>

8-2 短期入所生活介護（ユニット型）

ユニット短期入所生活介護事業は、利用者1人1人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

申請要件	法人				
人員基準 （※1）	区分	職種	員数		資格等
	従業者	・医師	・1以上		
		・生活相談員	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算方法で、利用者数が100人又はその端数を増すごとに1以上 ・常勤1人以上（定員20人未満の併設事業所を除く） 		<ul style="list-style-type: none"> ・「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」第5条第2項に定める生活相談員に準ずる。（社会福祉士、社会福祉主事任用資格（※4）、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、その他、保健・医療・福祉について、1年以上の実務経験を有する者）
		・介護職員（※3）	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤（定員20人未満の併設事業所を除く） 	常勤換算方法で、利用者数が3人又はその端数を増すごとに1以上	<ul style="list-style-type: none"> ・常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。 ・看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所の場合、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保
		・看護職員（看護師又は准看護師）（※3）			
		・栄養士又は管理栄養士	・1以上		<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員40人未満の事業所であって、他の施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待でき、利用者の処遇に支障がない場合は、配置しなくても可
		・機能訓練指導員	・1以上		<ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師の資格を有する者
		・調理員その他の従業者	・実情に応じた適当数		
介護予防短期入所生活介護の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、介護予防短期入所生活介護の人員に関する基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなすことができる。					
	管理者		・常勤・専従1人		<ul style="list-style-type: none"> ・管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務、又は他の事業所・施設等の管理者のいずれかを兼務することができる。

			・当該事業所の事象を適時かつ適切に把握でき、一元的な管理・指揮命令に支障がない場合は、同一事業者の他の事業所の管理者又は従業者を兼務することができる。
設備基準 (※2)	・基本的事項		・利用定員20人以上(併設事業所の場合を除く) ・耐火建築物 (利用者の日常生活の場を1階以外に設けていない場合は準耐火建築物でも可)
	・ユニット	・定員	・原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする
		・居室	・定員1人(必要と認められる場合は2人とする可) ・いずれかのユニットに属すること ・共同生活室に近接して一体的に設けること ・1人当たり床面積10.65㎡以上 ・日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮
		・共同生活室	・いずれかのユニットに属すること ・当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有する ・2㎡×ユニットの利用定員以上の床面積を標準 ・必要な設備及び備品
		・洗面設備	・居室ごとに設けるか、共同生活室ごとに適当数設けること ・要介護者が使用するのに適したもの
		・便所	・居室ごとに設けるか、共同生活室ごとに適当数設けること ・要介護者が使用するのに適したもの
	・浴室		・要介護者が入浴するのに適したもの
	・その他		・医務室、調理室、洗濯室(又は洗濯場)、汚物処理室、介護材料室を設けること ・廊下幅1.8m以上、中廊下幅2.7m以上(内法から手すりから測定)また、廊下の一部を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないと認められる場合は1.5m以上、中廊下幅1.8m以上 ・常夜灯(廊下、共同生活室、便所その他必要な場所) ・階段を設ける場合は、緩やかな傾斜とする。 ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の設置。 ・ユニット又は浴室が2階以上にある場合は、傾斜路(1以上)若しくは、エレベーターを設置すること。
	・必要な設備及び備品等		
	介護予防短期入所生活介護の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、介護予防短期入所生活介護の設備に関する基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなすことができる。		
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・内容及び手続の説明及び同意 ・指定短期入所生活介護の開始及び終了 ・提供拒否の禁止 ・サービス提供困難時の対応 ・受給資格等の確認 ・要介護認定等の申請に係る援助 ・心身の状況等の把握 ・法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ・居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 ・サービスの提供の記録 ・利用料等の受領 ・保険給付の請求のための証明書の交付 ・指定短期入所生活介護の取扱方針(※) ・短期入所生活介護計画の作成 ・介護 ・食事 ・機能訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 第125条(準用) 第126条(準用) 第9条(準用) 第10条(準用) 第11条(準用) 第12条(準用) 第13条(準用) 第15条(準用) 第16条(準用) 第19条(準用) 第140条の6 第21条(準用) 第140条の7 第129条(準用) 第140条の8 第140条の9 第132条(準用) 	

<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理 ・相談及び援助 ・その他のサービスの提供 ・利用者に関する市町村への通知 ・緊急時等の対応 ・管理者の責務 ・運営規程 ・勤務体制の確保等 ・業務継続計画の策定等 ・定員の遵守 ・非常災害対策 ・衛生管理等 ・掲示（※） ・秘密保持等 ・広告 ・居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ・苦情処理 ・地域等との連携等 ・地域との連携 ・事故発生時の対応 ・虐待の防止 ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置（※） ・会計の区分 ・記録の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 第133条（準用） 第134条（準用） 第140条の10 第26条（準用） 第136条（準用） 第52条（準用） 第140条の11 第140条の11の2 第30条の2（準用） 第140条の12 第103条（準用） 第104条（準用） 第32条（準用） 第33条（準用） 第34条（準用） 第35条（準用） 第36条（準用） 第139条（準用） 第36条の2（準用） 第37条（準用） 第37条の2（準用） 第139条の2（準用） 第38条（準用） 第139条の3（準用）
---	--

※ 重要事項のウェブサイトへの掲示及び身体拘束等の適正化については令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置については令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間は努力義務

※1 空床利用型事業所、併設事業所の取扱い

空床利用型事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の員数は、利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合の特別養護老人ホームにおける従業者の基準を満たす数以上とする。
併設事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・医師、栄養士又は管理栄養士及び機能訓練指導員は、併設する本体施設に配置されている場合であって、当該本体施設の事業に支障を来さない場合は、兼務可。 ・生活相談員、介護職員、看護職員の員数は、併設する本体施設と指定短期入所生活介護事業所として確保すべき員数を、当該本体施設の入所者と指定短期入所生活介護事業所の利用者の合算数により必要とされる員数とする。

※2-① 食堂、機能訓練室、浴室、医務室、面談室、調理室、洗濯室（又は洗濯場）、汚物処理室、介護材料室は、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより効率的運営が可能であり、処遇上支障がない場合は、設けなくても可。

※2-② 空床利用型事業所、併設事業所の取扱い

空床利用型事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りる。
併設事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・併設本体施設の設備を利用することにより効率的運営が可能であり、処遇上支障がない場合は、当該併設本体施設の設備（ユニットを除く。）を指定短期入所生活介護の事業に用いることが可能。

※3 ユニットにおける介護職員又は看護職員の人員配置については以下のとおり

- ① 昼間（8時から18時まで）については、ユニットごとに常時1人以上
- ② 夜間及び深夜（18時から翌日8時まで）については、2ユニットごとに1人以上
- ③ ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置

ユニットリーダーについては、当面、ユニットケアリーダー研修を受講した職員を各施設に2名以上配置する（ただし2ユニット以下の施設は1名で可）

なお、研修受講者が配置されていないユニットにおいては、ケアに責任を持つ者（研修受講者でなくても可）の配置でも可

当分の間、定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型短期入所生活介護事業所は、ユニット型短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

※4 社会福祉主事任用資格について

社会福祉主事任用資格については、次の厚生労働省ホームページを参照してください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi8.html>

出身大学の単位履修証明書・成績証明書及び卒業証明書、又は養成機関の修了証等によって、有資格者の確認をします。

なお、養成機関については、次のWAM-NET（ワム・ネット／独立行政法人福祉医療機構）ホームページを参照してください。

<http://www.wam.go.jp/school/OpenServlet?ACTIONTYPE=0S31LST>